

藤枝市農業委員会 令和7年10月総会議事録

- 1 総会日 令和7年10月15日
- 2 総会場所 葉梨地区交流センター 第2・第3研修室
- 3 総会に付した事件 (別紙議案のとおり)

《議事日程》

(1) 開会

(2) 議事録署名人の指名

(3) 報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地の形状変更届について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第4号 農地法第4条の規定による届出について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出について

報告第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の許可等について

(4) 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明申請に対する交付について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

4 出席農業委員

1番 西形 彰	2番 瀧下 貞一郎	3番 池野 知司
4番 前島 豊	5番 松村 節生	6番 臼井 郁夫
7番 海老名 正和	8番 松浦 久美子	9番 山川 智己
10番 岡村 政子	11番 大畠 富久	12番 森田 ふさ子
13番 上山 優	14番 石橋 正敏	15番 田森 喜治
16番 熊切 朝男		
(推進委員 10名出席)		

5 欠席委員

17番 杉村 金光	推進委員 福井 清純	推進委員 中村 銀樹
推進委員 杉本 裕明	推進委員 大畠 政典	

6 出席職員

局長 永井 克俊	主幹 渋谷 香里	
主幹 永田 祐加	主任主査 黒滝 一	主事 山口 暁侍

7 説明のため出席した者

なし

13:00～

《総会の成立宣言》

定刻となりましたので総会の設立宣言を行います。

それでは本日の欠席者は、農業委員の杉村金光委員、農地利用最適化推進委員の福井清純委員と中村銀樹委員と杉本裕明委員と大畠政典委員です。

農業委員の過半数の出席を得ておりますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。

それでは会長よろしくお願ひします。

13:00

議長 それでは、ただ今から、
藤枝市農業委員会、令和7年10月総会を開会します。
議事録署名人の指名を行います。
4番 前島 豊 委員
15番 田森 喜治 委員
の両名を指名します。

【報告】

議長 それでは、報告案件の報告第1号から第6号までの案件を、一括して事務局から報告します。

(事務局説明)

はい、ありがとうございました。

議長 それでは報告第2号「農地の計画変更届けについて」地区の代表委員から説明をお願いします。議案集8ページです。

議長 5番について葉梨地区の代表委員から説明をお願いします。

(葉梨地区 委員 説明)

議長 それでは、以上の報告事項について、ご意見、ご質問等はございませんか？
(質疑なし)
ないようですので、次に進みます。

【議事】

議長 それでは議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題とします。申請は6件です。議案集26ページです。

議長 それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
(事務局説明)

議長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
26番について、稲葉地区の委員の方お願いします。
(稲葉地区 委員 説明)
27番について、葉梨地区の委員の方お願いします。
(葉梨地区 委員 説明)
28番について、広幡地区の委員の方お願いします。
(広幡地区 委員 説明)
29番について、西益津地区の委員の方お願いします。
(西益津地区 委員 説明)
30番について、高洲地区の委員の方お願いします。
(高洲地区 委員 説明)
31番について、朝比奈地区の委員の方お願いします。
(朝比奈地区 委員 説明)

議長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？
(質疑なし)
ないようですので質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第1号は、原案のとおり許可することに、
賛成の方は挙手でお願いします。
(挙手 多数)

議長 賛成多数により、原案のとおり許可と決定します。

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」
を議題とします。申請は8件です。議案集28ページです。
それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。
(事務局説明)

- 議長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。
- 33番について、瀬戸谷地区の委員の方お願いします。
- (瀬戸谷地区 委員 説明)
- 議長 34番・35番について、葉梨地区の委員の方お願いします。
- (葉梨地区 委員 説明)
- 議長 36番・37番について、高洲地区の委員の方お願いします。
- (高洲地区 委員 説明)
- 議長 38番・39番について、大洲地区の委員の方お願いします。
- (大洲地区 委員 説明)
- 議長 40番について、朝比奈地区の委員の方お願いします。
- (朝比奈地区 委員 説明)
- 議長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか？
- 委員 泉町の件ですが、それも含めて盛土の件につきまして、黙って盛土をしちゃってそのままになっているところ、先ほども申し上げましたが非常に多いと思います。その件について黙って盛土しちゃって、その後なかなか対応が出来ないというのが現状だと思うのですが、言うに言えないとかそういうのがあって、盛土の時は報告事項になっておりますよね、ここに盛土を出してくれれば、まったくあとで出しているよってことで、これは違反転用だよって言えるんですけど、この出てもいい様な盛土をしてあったりとかあるのですが、報告事項での違反の時の対応はどのようになっていますか？それについて明確なルール、違反の時には先ほども申し上げましたが、現状に復元しなくともいいというような感じで今申し合わせ事項に入っているというんで、これでいいのかな？ってすごく思います。先ほども申し上げましたが、地元の農業委員会の人たちが地元の人たちに「どうなっている？」とか「そこは何だ？」ってひそひそした声を寄せてくるわけです。「何だあそこのところは？」って、それでいいのかな？って思います。先ほども申し上げましたように、宅地並みに雑種地としての課税基準が変わるときには、一応地権者の方に現状復帰とか耕作してもらって、ここは農地のはずだけというのを、しっかり確認をして促すような、そういう書類を送付することは出来ないのか、何か対応は出来ないのかと思っているところなんですが、皆さんのご意見はどのように思われますか？
- 事務局 あの宅地並み課税される前にっていうのは、もう課税課の方はもう現状でどんどん課税されてしまうので、こちらには情報がこないんですよね。なので、現在は違反転用されているというのがわかった時点で、情報をいただくと現状を見に確認して、そのあとは現状復帰してくださいとかもしくは転用するんだったら、ちゃんと手続きをしてくださいよとか、その様な形で転用できるようなところだったら、計画もあって転用計画の通りにやりますってことなら出していただければいいケースもあるのかもしれません、そういうようなことも出来ない様なところですと、やっぱり現状復帰していただくような形になると思いますので、その

辺はこう辛抱強くやっていく、もしくはどうしても相手に聞いてもらえないのであれば、段々と文書でもダメだったら、こう勧告してとかいろいろ、まあそこまで実際にやったケースはないんですが、まずは文書でやっています。ただ委員がおっしゃるように宅地課税になる前に情報を課税課からもらってというのは、今はできません。課税課は教えてはくれないので。

ただこうなっているよと情報をいただければ、こちらも確認して・・・

委 員 2つほどお伺いします。1点はこの前現地を見に行った時に課税のことと、それからここは白地の何種だったのか?っていうのを聞きたいなと思います。まあ、課税課の方で教えてくれないってことだったら、やっぱ我々が常日頃本当にパトロールしていくしかないってことになってしまふと思うんですけども、大洲にも過去ね、大洲地区交流センターの前のフットサル場をやった時に現状復帰しなさいってなって元に戻したけども、あと忠兵衛のところも農業用倉庫建つにあたって基礎をやったら、全部撤去してもう一回やり直せと、そういうのを常にやってるんですよ。今までは。かなりお金かけてたぶん地主さんも知らずにやっちゃって元に戻しているんですから、もうちょっとこの辺を厳しくやっていかないと、このままだと、どんどん雑種地が増えて「知らなかつたもんで」で済んじやつたらすごい問題だと思いますね。これはやっぱり慎重に皆さんでここで審議して、いい悪いをはっきりした方がいいと思いますね。以上です。

委 員 いいですか?それこそこの間代表審査の時にまわったんですが、まあ違反転用ってことで、このままいくと許可したら、やったもん勝ちで今後出てきた時にどこでも出来ちゃうって話で、ここの価格を先ほど聞きましたら●●委員は言わなかつたんですけど、見たらこの8畝弱で10万だと。「なにこれ?」って話で、それがさっき言った課税云々で、先ほどおそらく相続で6年ってことで、おそらく前の人人が形状変更なり違反をして相続で受けた息子さんが困った状態で今回出てきたような気がするんですが、まあそれこそ今年の4月からですか?島田・焼津とまあ一律にしようという関係の中で、まあ何でもかんでも現状でいいってことではなくて、自分が思うには先ほど●●委員が言ったように、まあ厳しいところは厳しくして、逆に言うと島田・焼津も藤枝に合わせてくださいという形を取らないと、何でもかんでも許したらおかしいかなと思うんですけど。これを皆さんでどうしたらいいか議論した方がいいと思います。よろしくお願いします。

事務局 いいですか?今いろんなお話をいただいた中で、やはり最近私の方にそういったお話が実際過去に転用したところで、3条で買ったところかな?そこに関する地元の方から私のところに来た方がいました。その方がやはり言うのは当たり前のことなんんですけども、ルールがあって違法だったら是正・勧告それでも応じなければ、次の手続きがあるだろうと、それを淡々となぜやらないんだと藤枝市の農業委員会として、そこはどうなっているんだ?とお話があって、今日会長にも相談したんですけども、やはりそうやって皆さんも周りの方から言われているってことをお聞きしましたし、周りのほうももちろん厳しく言ってたりしてます

で、今ご意見があったように、どうなんだろう、正式なルールに則ってやるべきだよってことであれば、ここにいる皆さんはもちろん矢面に出る場もあるかと思いますけど、その辺しっかり覚悟をもってですね、しっかりルールに則ってやっていくべきということで、でもそれが普通のルールだと思いますので、その辺は今ここで決めるのか、すみませんちょっと僕があまりよくわかっていない部分もあるのですが、そういう風に守るべきことは守ってしっかりやっていくという方向性で行くかというのをちょっと相談。今日はまだ時間がこのあともあるので、どうするか？ですかね。

会長　　はい。あのそれこそね、この問題は私もちょっとうっかりしていたのですが、以前にも農地転用で違法に転用した事例が数あります。その中でもやはり現状復帰しろということで、農業委員会の方で命令をだして勧告をだして、ほとんどの方がそれに従ってやってきてくれています。それが今度志太地区の焼津・島田の方で藤枝は規制が厳しいよという意見があって、今回こういう風になったという、ちょっと甘くなっちゃった状態かなと思うんですけど。やはり厳しさは厳しさで持っていないと、何もかも甘くて寛大な解釈の仕方でやっていくと、これ農地の違反転用はとめどもなく出てくると思うんですよ。それを皆さんどう考えるかで、皆さんの意見を聞いた方がいいと思っているんですけど。私の意見だけじゃなくて、私は今までの経験の中から自分も1回違法転用したことがあるんです。違反転用というか事前着工ですね。許可が出る前に着工しちゃって、埋め始めたら駄目だよってことで、全部取り除いてダンプ2台分ですが、それでも私は従ってやりましたが、それが当たり前だもんで。それが当たり前のことが当たり前じゃなくなっちゃうのが、私はちょっと今の世の中のシステムからいったらなんかこう腑に落ちない納得がいかないというのが私自身もそうなんですけども、藤枝市はそれでもって押し通す位の覚悟じゃないと、焼津市・島田市甘いよってくらい投げないと、これはまとまらないと。これはちょっと甘くて曖昧な解釈の仕方になっちゃうのかなと思って、皆さん忌憚のない意見を出してもらって、またそれを志太協議会の方に話していきたいと思いますけども。どんなもんでしょうか？

委員　　私も代表審査の時にここに帯同して行かせてもらって、これが不法転用だと聞かされた時にはまずいなど。これが通ったちょっと前からこういった現況に戻せということが緩和されていること聞いていますけども、こういうことが今の時代に情報がいろいろ拡散された時にやったもん勝ちで通っちゃうと、あの今後こういうことが助長されていくような感じを受けますので、ついどこかで歯止めがかかるように会長が言うように厳しい対応をしていかないとまずいのかなとは思います。まあ状況というかいろんな状態によって対応は変わるとは思いますが、こんなに広い面積でこういうことをされてしまうとまずいなとそんな風に思います。やはりある程度は厳しくしていかなきゃならないと思います。

委員　　あのいよいよ来年また役員引継ぎというような形になると思うんですよ。私たち前任者からもう一回後ろを見てみて、ここの場所については問題有とか云々とか

一切こう引き継いでないというのが事実で、それがやっぱ一番のネックだと思うんですよ。それで地区別に昔から積み重ねたところが許可申請出てこういう状況ですよっていう、そういうのを記した引継ぎがあれば、ああここおかしいなってここ埋まってるはずなのに土が入っているなっていえば、自信をもって言えるし、実際地区できれいに埋め立ててあるところが急にあったんですよ。これは前回からの申請かな？許可が出ている場所かなってすごく不安で調べたいなって思ってて、まあ不正とか云々とはないとは思いますが、やっぱそういう積み重ねって言うのは、地区の役員が終わったら終わりじゃなくて、引き継いで何かあつたらその時の役員の名前を書いておいてそこへ確認してみるとか、そういう物っていうのは引継ぎ資料ってものはやっぱ地区別にずっと取って置くものは必要じゃないかなって思います。以上です。

委 員 ずっと前に埋め立てをやられたって話でいつやられたかわからないって話ですけども、あれ土ってどこから出てくるかって言うと藤枝市の発注する工事なんですよ。藤枝市が工事を発注して土をどこに処分するのって、あんたが処分しなさいよっていうのがルールなんですよ。だから土を運んだら運搬代を貰えるけど、土を処分しても貰えない。だから下手するとこれが普通の状態になつたって許可されてるか？されてないか？はわかんないけども、何で埋め立てが行われるか？ってそういうことで、当たり前の公共工事の土処分っていうのは、どっかに処分しなさいよってことだもんで、今どうなっているか知らないんですけど、何で土が出ているかってそういうことですよね。で、埋め立てました。その時許可が必要なんて知りませんでしたって結果になるんだと思うんですけど、それを罪に問われると何とかしなさいよってしてくれるのは善人で、してくれるのが悪人ですから、誰がその処分代を出すのかって言ったら、善人が出すんですよ。って、人のいい人が損をして、悪い人は逃げちゃうっていうのが、まあ結果としてそういうことになっちゃうから、これはその覚悟をしてやるならやるしかない。ことだと思います。

委 員 私はですね、今まで農業委員と推進委員をやらせてもらっているんですけど、大体今まで案件がちょっとおかしいなって、でもそれがおかしいけどおかしいと言える範囲じゃないなっていう案件の人っていうのは、大体僕の今までの経験からするとある程度決まった人が何件も出してくるんですよね。それと行政書士とつるんでいるって言っちゃあ失礼ですけど、そんなことがあるもんですから、私はその1件ぐらいはついつい今まで聞いてて、やって知らなかつた何年も過ぎてるって、それだけで終わるならいいんですけど、そういうのが行政書士によっては常にそういうのが出てくる行政書士とまたそういうことを問題視して、うまくやればいいと出す人が、だいたいある程度見当がつくと思うんですよ。そこんところを、僕は見極めて判断してやっていけばいいんじゃないかなって思います。

議 長 はい、あのだいたい意見の方は出ていると思いますけど、私の本質としては先ほど、事務局が言ったように課税課から一切連絡はないってこと、課税さえすれば

済む問題じゃなくて、まあ行政の縦割りって言っては悪いが、横のつながりが全然ないってことの原因だと思います。あのこういった問題がでてくるってことは、やはり何だかの対応の欠点があるんだと思いますので、じゃあ農業委員会が先ほど●●委員が言ったように、ちゃんと農地パトロールを普段からしていればいいんじゃないのかっていうことが言われるかもしれません、普段からそんなに出来ないです。ですからできれば私は、この農業委員会の方から市長の方に対して要望書でそういう風な農地の違法転用について、課税課がその地点で課税対象が変わったんであれば、農業委員会の方にも連絡をいただいてっていう風な、何かそういった流れがなければ、農業委員会だけが責任を負わされるのは、ちょっと違うじゃないかなって。で年度替わりになると、やはり行政書士さんも委員の年度替わりってのはねらい目なんですよ。私の知り合いの行政書士さんから、「委員が変わって8月9月はねらい目」だと「何で?」って言ってら「何にも知らないからそのほうがいい」って言うもんだから「ばかやろう」って怒ったことがあります。「甘く見るなよ」って、本当に言ったことがあるんですけど。まあそういう風な事があるので、出来れば農業委員会の方で要望書っていうのを出してみたいと思って、出してみたらどうかな?という思いなんですけども。その方がなって思いなんですが。ちょっと難しいことなんんですけど。

じゃあ・他に何か質問ございますか?

(質疑なし)

議長 ないようすで質疑を終わります。お諮りします。

ただ今、議題となっております議案第2号は、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手 なし)

委員 一括での許可ですか?一括だと駄目になってしまふ。

議長 ではこの案件、37番の案件だけ継続審議でいいですか?

委員 はい。

議長 では37番だけ外して、他の案件については原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手 多数)

議長 賛成多数により、37番だけ外して原案のとおり許可と決定します。

議長 議案第3号「非農地証明申請に対する交付について」を議題とします。申請は2件です。議案集31ページです。それでは事務局から許可基準に基づく検討事項について説明をお願いします。

(事務局説明)

議長 次に事前審査の内容を地区の代表委員から説明をお願いします。

- 議長 16番について、葉梨地区の委員の方お願いします。
(葉梨地区 委員 説明)
- 議長 17番について、朝比奈地区の委員の方お願いします。
(朝比奈地区 委員 説明)
- 議長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか?
- 委員 下之郷の件ですが、この間代表審査の時にこの非農地証明については問題ないかなと思うんですが、バスで帰るときにこの左側のところに立て看板がありまして、危険地域の看板がありました。ということはこの裏山で危険地域ですと、先にここを非農地にしても宅地にしたところで、どうなのかな?ということで、まあ大きなお世話なんですが、まあ意味があるのかな?って感じたものですから。以上です。
- 議長 他人に売買しても農地として・・まだ農地のほうがいいのかな?ってこと?
農地としておいた場合売れないんですよね。ただここは家を建てられない。建て替えた場合はそうだけど、建て替えない場合にはそのまんまですけど。現状で・・どうですか?
- (しばし雑談)
- 事務局 私の方からお答えさせていただきます。今回●●委員がおっしゃてるご懸念は過去にも同じような事例があって、ここを非農地証明をだして農地から外してもどういう使い方が出来るのか?とかあるいは、変な使い方されちゃうんじゃないかというご心配・ご懸念がありますけども、この非農地証明はあくまでも現況に対して農地として使用できないということを農業委員会が認定することによって、登記の地目が田・畠からほかのものに変えるための証明で、農業委員会が確認の上発行する、あくまでも現況に対してどうか?という証明ですので、その後の利用方法について考慮して証明するものではないですので、そのところはご理解をいただきたいと思います
- 議長 いかかでしょうか?
- 委員 わかりました。
- 議長 他に質問はございませんか?
- (質疑なし)
- 議長 ないようですので質疑を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第3号は、交付することに、賛成の方は挙手でお願いします。
- (挙手 多数)
- 賛成多数により、原案のとおり交付します。
- 議長 次に議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とします。農地中間管理事業による促進計画は68件です。

議案集 3 2 ページです。
なお所有権移転はありません。
事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

- 議長 事務局の説明に加えて地区の代表委員から補足説明等の必要があればお願いします。
(説明がなければ)
- 議長 それでは質疑を行います。質疑はありませんか?
(質疑なし)
- 議長 ないようすで質疑等を終わります。お諮りします。
ただ今、議題となっております議案第4号について意見なしとすることに賛成していただける方は挙手でお願いします。
(挙手)
それでは、賛成多数ですので意見なしで公社に報告します。

事務局 先ほどの5条の37番の件ですけど、この案件だけ次回へ送りになりましたが、確認ですが、この●●●●●に対する異議というか、呼び出すのは●●●●●に事業の確認したいって事になりますか? 今回駐車場として使いたいよっていう申請なので、この駐車場として転用する場合には、昨年から3年間半年ごとちゃんと駐車場として使ってますよというような形で、報告する義務があるので、許可証を渡す時にはその許可条件として、それを付して許可を出してますから、少なくとも3年間はこの●●●●●はここを駐車場として使っていくことは確かです。と思っています。ですので先ほど、何だろう? この●●●●●を呼び出されると、ちゃんとやるんですか?ってことで呼ぶのか?それとも最初もう1件話のあった違反転用だったところをやるってことに対してとなると、この●●さんのお父さんがやったことだと思うんですね。昔駐車場として使っていたよ。ただ今は駐車場ではなく、まあ耕作放棄されてるよ。そのまま車は置いてないかもしれません、そのまま耕作していないよって状況だよ。って私は思っていたのですが、その土地について今度●●●●●が駐車場として使いたいよっていう今回の案件なので、どちらを呼ぶのかな?っていうのを確認させていただきたいたですが。ちなみにその●●委員がおっしゃったもう片方半分、今回半分やるんですがもう片方空いてるとこについては行政書士を通して●●さんの方にここ転用するつもりがないのなら、ちゃんと現況復帰してくださいとは伝えてあります。あと●●委員がおっしゃられた、ここは3種農地で宅地並み課税されました。なので今回これ継続審議したいよってことですと、どちらにに対してなのかな? つというのか。仮に●●さんを呼んでとなると、もしかしたら「親がやったことだから知らないよ」って突っぱねられちゃう気もしちゃうんですけども…。

- 事務局 すみません。今ねこの現況‥‥2つ論点があって、1つはこの事業主●●●●●がちゃんと駐車場敷地として使用するのか?ということ。単に買って転売しちゃうんじゃないってこと。もう1つは、農地としてそもそも違反転用していたところ。今使用していないとはいえ、完全に復元されたとはみなさないところについて、追認許可しちゃうのが問題ではないか?という2つの論点がこの案件にはございます。で、前者につきましては今事務局から申し上げたように、昨年4月からこの建築を伴わない資材置場や駐車場の転用については、工事完了後3年間その利用について報告を義務付けられています。ですので、3年間はそうした利用をしていないと許可条件に抵触することに法律上はなっています。許可条件を付した許可証を渡しておりますので、ですから全くやらずに第3者に転売となると、そもそも許可条件違反になってしまいますので、場合によっては許可取り消しもあり得ます。ですので、その点については使用することについては担保されるんではないかと事務局としては考えます。もう1点の、現況がそもそも違反転用していたところで現況復元をどこまで求めるか?というところなんですが、これはケースバイケースでございまして、過去の事例ですと、もちろん本当にきちんと耕土を入れて完全に農地に戻させた事例というのも、もちろん委員の皆さんのがご指摘の通りございます。誰が見ても畑にしてあるよという案件もございます。ただ中には要は今まで例えば駐車場なり資材置場に、明らかに農地ではない使用をしていたところをとりあえず上にあるものを全部退かして、とりあえず更地にして、そういう使をやめたということで、とりあえずそこまでやったのだから復元をしたということで、認めた案件も中にはございます。ですのでこの事案についてですね、どこまでの判断をするのか?というところでございます。で厳密に言うと、農地として使用できるか・出来ないか、というところの話になってくるんですけど、まあ今回ですね、私の私見ではありますけども許可する部分については、先ほどご指摘がありましたように、こちら第3種農地で許可基準上、許可し得るものでございますので、許可する事案につきましてはこれは転用計画等を鑑みても許可することはやも得ないのではないかと、いう風に事務局では考えて今回議案に上げた訳でございます。で残りの部分につきましては、事務局が話しましたように、そこは転用しない訳ですから、あのきちんと農地として使用するということで、まあ指導なりをしていく方向で進めていただければという風に事務局としては考えておりますけども、皆さんのご賛同が得られれば、そういう形で進めていきたいと考えますが、いかがでしょうか?というところでございます。
- 委 員 今事務局の方から説明がありましたけども、ただ地主さんの方にはやはりこれ、「無断で転用してしまった」これは法律的に駄目なんだよね。本当は3年以下の懲役または300万の罰金ということになっていて、こういうことを地主さんにはっきりね、いくら相続したとはいえ、そういうことをわかってもらわないと、簡単には許可いいですよとは言えないと思いますね。だからその辺もはっきりね、

地主さんに言ったほうがいいですよ。でさっき言ったように、残ったところは、今の雑種地ではなくて、土を入れるなり何かしてもらって、全部畠としてきちっと何か植えてもらう。昨年もそうです。大洲でも●●さんのところも一時全部土を入れてもらってさつまいもか何か植えてもらって、それから許可出しましたので、きっちとけじめをつけたほうが、私はいいと思います。

事務局 ありがとうございます。

議長 私のほうから。やはり「親がやったことだから、親は死んじゃってるから、俺は知らないよ」ってこういう違反転用の場合には、今そのもの自体を継続して相続している以上、違反転用している以上は相続した人にもわかってもらわなければならないです。「俺知らないよ」ではないと思うんです。

委員 そうすると孫の代までいきますよ。孫の代までやらせるってことですか？

議長 孫の代までって言うけど、その前にね、一応は農業委員としての勧告というのかな、そう指導しましたってことがないと、ええはええは（いいはいいは）になってしまふんじゃないの。

委員 日曜日に家庭菜園を広いところでちっちゃいとこだけ農家やってますよって、それでもいいってこと？どの程度って話になりますよ。そのままほつといたらその土地は使えない土になりますからね。誰も得にならない土地になりますから。それを農業委員として、その責任を果たせますか？何十年もその土地、死んだ土地を農業委員が支配しているようなものですよ。だからね、それよりはそういう責任を負うよりかは、生かせるほうが・・

議長 孫の代までっていうんじゃなくて、例えば何回かの1回は指導していかないと、ただそのまま「ええはええはに」なっちゃうということなんですね。

委員 何とか生き残る道を示してやらないと、それこそ本当に私なら孫に相続放棄しないよって、先に生前贈与をやっちゃって、その先残して死んでいくっていう話していますからね。

議長 復元まではいかなくとも、口頭であとは何というか言った方が・・

事務局 あと先ほどちょっと申し上げた、復元というのは、本当に完全に耕土を入れて耕地として使える状態までやるのが復元なのか？あるいはあくまでも現に今は使われてはいないんですよね。使用はあくまでもやめた。というところまでを復元というのか？というところではあります。私が申し上げたのは、今回許可の部分については転用の申請が上がっているわけですので、この状態で復元ということで、申請を受け付けた上で許可。残りについては、どう分けるという話になるのですが、きちんと耕地として使えるように指導していくというところが、落としどころではないのかと考えるけども、その辺りいかがでしょうか？

委員 全部買ってくれちゃえば問題ないんだけどね。

事務局 まあもちろん。今の考え方からすると、全部転用しちゃえば転用するところなんで・・やもえないということで。

委員 やもえない。本当にしょうがないねで・・。でも本当にどうしようもない、駐車

- 場として使ってたところなんで。復元するのが一番の当たり前なんですけど、全部買って、土地利用開発行為の面積になるんですけど、一体化で使ってくれれば、しょうがないよね、全部条件を満たしているから何にも言えないねって、言えるんですよ。ただ半分残っちゃうもんですから。
- 事務局 そこですよね。そこが一番ご懸念になるのが。
- 委員 だったら開発行為してくれたほうが。
- 委員 2段階で買おうとしてる？
- 委員 そう。何かね・・それだったら復元でね。あくまでも復元で、なんならとっとと買ってちょうどいいって感じになるんですけど。とっとと買ってもらって、雑種地にでも何にでも使ってちょうどいいっていうのが、私の本音なんですけど。なかなか戻せっていうのも・・
- 事務局 ということですと、逆に言いますと、さっき申請者を呼び出す云々って話がありましたけども、現況が農地として耕土を入れて、復元して一旦黙認されれば許可してもやも得ないという考え方でよろしいですか？
- 委員 残りも？
- 事務局 全体ですよね。
- 委員 はい。そうです。復元してもらえば、私はそれで・・ねえ・・何とかしてくれるといいなって、農地として使える様に復元ってなかなかね。
- 議長 残地を含め全体に復元してね。農地として農業委員会が認めましたよってなればね。そのあとで、今度は利用するってことで。全体じゃなくてもね。全体じゃなくとも半分でもOKですよってことで。一旦はそういう指導をしないと、なんか農業委員が甘く見られているところも、ないわけじゃないので。
- 委員 とめどなく何でもありになっちゃう。
- 委員 はい、いいですか？もう実際、田なんですけど、埋めちゃってるじゃんね。こういう所は多々あると思うんだけど、その埋めちゃってリース屋さんに売ちゃって、それが当たり前になっちゃうと、何の罪の意識も無くて通り過ぎちゃうのは、そこはまずいと思いますけど。だからこういう様な田が勝手に埋められちゃったところ誰がやったにしろ、もう一回申請をし直してもらう。だから形状変更なり、何か申請をし直して、今すぐに転売出来なくて、1ヶ月2ヶ月継続審議を何でしなくてはならないのは、ただただちゃんと埋めないといけないけども、そういう申請をしてもらう中でちょっと手続きをめんどくさくするんですけどもその時にちゃんとやってなかつたんだなって、自覚してもらう。その手段が申請をし直しとか何かあれば、ひとつの手じゃないかと思いますけど、どうですかね？
- 委員 形状変更を出して、埋め土したよ。そのあとで転用？
- 委員 今は右側じゃなくて左側の議題の話をしないと。こっちはいいじゃん。きちっと言ってもらわなきゃ困るよ。これは違反だよってことを地主に。残った方は、この業者が開発行為逃れで、次にこっちってなれば完全に開発行為のはなしですよ。

事務局 えーっと、すみません。話の途中で申し訳ありません。過去の履歴を確認しましたら、昭和63年に今の形状変更の前、当時農地利用目的変更、畠にするという届出は出されています。2筆のうちの1筆です。畠になっています。30年前に。ですので・・登記の地目は変わらない。それは多いにありますので・・。

議長 畠に転用はしてある?

事務局 はい。畠はでているってことですね。いわゆる・・

議長 残っているのは畠に・・

事務局 そう。その通りに・・。

議長 だけど何らか言わないとね・・この37番の件は・・
(しばし雑談)

事務局 継続審議ということにして、少なくとも残地として残るこれについては、転用するわけではないので、畠に戻せ。というような指導をして、その結果次第で許可するかどうか?という形でよろしいでしょうか?

事務局 再度確認させていただきます。5条許可37番こちらの●●●●●の案件でございますが、今回は結論が出ないというか継続審議ということでございます。で今後の指導としましては、今回申請があがってきた地番ここについては、まあ転用されるものだから、現況このまでもやむなしと、ただ残地として残るもう1筆のところも同じ所有者なので、そうですね、ここのところについては、まあ違反転用であったということで、復元を要するということで、その結果次第でという形で審議するということでよろしいでしょうか?

(同意)

事務局 はい。わかりました。

議長 そういうことですので、事務局からございましたように今回は継続審議ということで、残った残地につきましては指導するということですので、よろしくお願ひいたします。

議長 以上、本日の報告、議事案件がすべて終了しました。
議長 これで、藤枝市農業委員会 令和7年10月総会を閉会とします。

~15:50

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

令和7年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人